

使用前確認証

原規発第 2103228 号

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝 殿

2020年10月15日付け関原発第349号(2020年11月4日付け関原発第382号、2020年12月22日付け関原発第498号及び2021年3月5日付け関原発第618号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の1第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和3年4月5日

原子力規制委員会

